

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（仮称）案について（概要）

1. 趣旨

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号。以下「地域包括ケア強化法」という。）では、第 1 条（平成 30 年 4 月 1 日施行）において介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）を改正し、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設である介護医療院を創設することとしている（法第 8 条第 29 項）。介護医療院が有すべき人員、施設及び設備並びに運営に関する事項については、厚生労働省令で定めることとされており（法第 111 条第 1 項から第 4 項）、当該事項について、厚生労働省令（以下「基準省令」という。）を新たに定めるものである。

2 内容

① 介護医療院の基準

介護医療院については、社会保障審議会「療養病床の在り方等に関する特別部会」の議論の整理において、介護療養病床（療養機能強化型）相当のサービス（Ⅰ型）と、介護老人保健施設相当以上のサービス（Ⅱ型）の 2 つサービスが提供されることとされているが、この人員・設備・運営基準等については以下のとおりとする。

ア サービス提供単位

介護医療院のⅠ型とⅡ型のサービスについては、介護療養病床において病棟単位でサービスが提供されていることに鑑み、療養棟単位で提供できることとする。

ただし、規模が小さい場合については、これまでの介護療養病床での取扱いと同様に、療養室単位でのサービスを可能とする。（基準省令第 3 条、第 5 条等）

イ 人員配置

開設に伴う人員基準については、日中・夜間を通じ長期療養を主目的としたサービスを提供する観点から、介護療養病床と介護療養型老人保健施設の基準を参考に、

- i 医師、薬剤師、看護職員及び介護職員は、Ⅰ型とⅡ型に求められる医療・介護ニーズを勘案して設定し、（基準省令第 4 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで）
- ii リハビリテーション専門職、栄養士、放射線技師及びその他の従業者は施設全体として配置をすることを念頭に設定することとする。（基準省令第 4 条第 1 項第 5 号から第 9 号まで）

ウ 設備

療養室については、定員 4 名以下、1 人あたり床面積を 8.0 m²/人以上とし、療養環境をより充実する観点から、4 名以下の多床室であってもプライバシーに配慮した環境になるよう努めることとする。（基準省令第 5 条第 2 項第 1 号）

また、療養室以外の設備基準については、介護療養型医療施設で提供される医療水

準を提供する観点から、診察室、処置室、機能訓練室、臨床検査設備、エックス線装置等を求めることとする。その際、医療設備については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）等において求められている衛生面での基準との整合性を図ることとする。（基準省令第 5 条第 2 項第 2 号から第 10 号まで）

エ 運営

運営基準については、介護療養型医療施設の基準と同様としつつ、他の介護保険施設との整合性や長期療養を支えるサービスという観点も鑑みて設定することとする。（基準省令第 4 章）

なお、これまで病院として求めていた医師の宿直については引き続き求めることとするが、一定の条件を満たす場合等に一定の配慮を行うこととする。（基準省令第 27 条第 3 項）

オ 医療機関との併設の場合の取扱い

医療機関と併設する場合については、医療資源の有効活用の観点から、宿直の医師を兼任できるようにする等の人員基準の緩和や設備の共用を可能とする。（基準省令第 4 条第 7 項及び第 8 項並びに第 5 条第 3 項）

カ ユニットケア

他の介護保険施設でユニット型を設定していることから、介護医療院でもユニット型を設定することとする。（基準省令第 5 章）

② 介護医療院への転換

ア 基準の緩和等

介護療養型医療施設又は医療療養病床から介護医療院に転換する場合について、療養室の床面積や廊下幅等の基準緩和等、現行の介護療養型医療施設又は医療療養病床が転換するにあたり配慮が必要な事項については、基準の緩和等を行うこととする。（基準省令附則第 2 条から第 5 条まで）

イ 介護療養型老人保健施設の取扱い

介護療養型老人保健施設についても、アと同様の転換支援策を用意するとともに、転換前の介護療養型医療施設又は医療療養病床では有していたが転換の際に一部撤去している可能性がある設備等については、サービスに支障の無い範囲で配慮を行うこととする。（基準省令附則第 6 条）

③ 身体的拘束等の適正化

身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準に以下のとおり定めることとする。
（基準）

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並

びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(基準省令第16条及び第47条)

3. 根拠法令

地域包括ケア強化法による改正後の法第111条第1項から第4項まで

4. 施行期日

平成30年4月1日(予定)